

大阪市西淀川区役所と日本生命保険相互会社阪神支社との包括連携に関する協定書

大阪市（西淀川区）（以下「甲」という。）と日本生命保険相互会社阪神支社（以下「乙」という。）は、相互の連携を強化し、市民サービスの向上と地域の一層の活性化を推進するため、次のとおり包括連携協定（以下、「協定」という。）を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、甲及び乙双方が互いの資源を活かした協働による活動を推進し、甲と乙との相互連携により、市民サービスの向上及び地域の一層の活性化を図ることを目的とする。

（連携事項等）

第2条 甲及び乙は、前条の目的を達成するため、次の事項について連携し協力する。

- (1) 健康増進・疾病予防に関すること
- (2) 地域の安全・安心に関すること
- (3) 産業振興・中小企業支援に関すること
- (4) 児童・青少年の健全育成に関すること
- (5) スポーツ振興に関すること
- (6) ダイバーシティ・エクイティ&インクルージョン推進に関すること
- (7) 環境保全に関すること
- (8) その他、地域の活性化及び市民サービスに関すること

2 甲及び乙は、前項各号に掲げる事項を効果的に実施するため、定期的に協議を行うものとする。また、具体的な実施事項については、甲乙合意の上、決定する。

（協定内容の変更）

第3条 甲又は乙のいずれかが、協定内容の変更を申し出たときは、その都度協議の上、必要な変更を行うものとする。

（有効期間）

第4条 本協定の有効期間は、本協定締結の日から1年間とする。ただし、本協定の有効期間が満了する1か月前までに、甲又は乙が書面により特段の申し出を行わないときは、有効期間が満了する日の翌日から1年間本協定は更新され、その後も同様とする。

（守秘義務）

第5条 甲及び乙は、第2条に定める連携事項等の検討及び実施により知り得た相手方の秘密情報を、相手方の事前の書面による承認を得た場合又は法令等に定めがある

場合を除き、第三者に開示・漏えいしてはならない。

2 甲及び乙は、本協定が理由の如何を問わず終了した後も、前項に定める秘密保持義務を負うものとする。

（その他）

第6条 本協定に定めのない事項又は本協定に関して疑義が生じたときは、甲乙協議の上、これを定めるものとする。

（管轄裁判所）

第7条 甲及び乙は、本協定に関する訴訟調停その他の紛争については、大阪地方裁判所又は大阪簡易裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とすることに合意する。

本協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲及び乙が各自記名押印の上、各1通を保有するものとする。

令和8年2月27日

甲 大阪市西淀川区御幣島1丁目2番10号  
大阪市 協定締結担当者  
西淀川区長 松田 和也

乙 兵庫県尼崎市潮江1-2-6 JRE尼崎フロントビル9階  
日本生命保険相互会社 阪神支社  
支社長 尾関 規安